

第五章 我が國の辭書と節用集

第一節 平安朝以前の辭書

我が國の文化の支那に負ふ所大なるは、今更云ふまでもない事ながら、殊に、文史の事に於ては、全く支那の風に従ひ、其の文と字とを採用し、漢文を以て公文となし、漢字を以て國語をも寫したのであるから、漢字の音義用法を示した辭書は、彼のものを採つて直に我が用に供する事が出来たから、夙に我が國に傳はり、我が國の辭書の搖籃となり粉本となつたのである。故に、我が國の辭書の發達を究めるには、先、支那に於ける辭書の變遷を知る必要がある。

我が國の辭書と支那の辭書との關係
體裁上から見た漢字辭書の分類

支那に於ける漢字の辭書は、其の體裁から見れば、之を分つて三種とする事が出来る。

第一種 文字の形によつて類別したもの(字形引辭書)

第二種 文字の意義によつて類別したもの(分類體辭書)

第三種 文字の音によつて類別したもの(音引辭書)

字形によるもの

畫數によるもの

意義によるもの

以上の三種は、丁度、漢字の三方面なる形、音、義に當るものである。第一種の字形によるものは、偏傍の同じものを集めたので、漢の許慎の説文解字、梁の顧野王の玉篇など之に屬する。此等は、唯偏傍の同じものを集めただけであつて、其の各偏傍の列ね方には一定の順序がなかつたのを、宋の戴侗の六書故には、數、天文、地理以下の九部に分類し、遼の行均の龍龕手鑑には、四聲を以て次第したが、明の梅膺祚の字彙に至つて、始めて、之を畫數によつて次第するやうになり、同じ偏傍を有する文字相互の順序も亦畫數による事となつて、甚檢索に便となつたのである。これ、康熙字典を始め、今日普通の漢字辭書に見る體裁である。第二種の意義によつて分類したものは、爾雅を始とし、之に倣つた釋名（後漢、劉熙撰）小爾雅（後漢、孔鮒の撰）と云ふ（廣雅（魏、張揖撰）埤雅（宋、陸佃撰）などの類がある。又、藝文類聚（唐、歐陽詢等撰）初學記（唐、徐堅等撰）太平御覽（宋、李昉等撰）事文類聚（宋、祝穆等撰）永樂大典（明、解縉等撰）三才圖會（明、王圻撰）淵鑑類函（清、張英等撰）通俗篇（清、翟灝撰）など、所謂類書の類は、皆此の體を採つて居る。第

の音によるもの

支那の辭書の年代

支那辭書の渡來

三種の音によつて次第したのは、隋の陸法言の切韻、之を唐の孫愐が訂正した唐韻、之を宋に至つて陳彭年等が勅を奉じて改修した廣韻、宋の集韻（丁度撰）、禮部韻略、宋の黃公紹撰、元の熊忠修補の古今韻會舉要、元の韻府群玉（陰時夫撰）、明の洪武正韻、五車韻瑞（凌稚隆撰）、清の佩文韻府など甚多い。唐の顏元孫の千祿字書の如き、四聲に分つたものも、亦此の類に入るべきものである。

此等の辭書の年代を考ふるに、第一種の說文解字は後漢許慎の著、玉篇は梁の顧野王（太建十三年皇紀一二四一年卒、歲六十三）の著、第二種の爾雅は漢以前のもの、劉熙の釋名、孔鮒の撰と稱せらるゝ小爾雅、及び張揖の廣雅は、共に漢魏時代のものであつて、其の年代は甚古い。第三種は、之に比して時代は少しく下るけれども、猶陸法言の切韻は隋の仁壽元年（皇紀一二六一）に出來たもので、やはり我が國大化以前の著である。さうして、此等各種の辭書類が、古く我が國に傳はつて居た事は、藤原佐世（昌泰元年紀元一五五八年卒）の撰んだ日本國見在書目錄（寛平年間の著であらうと云ふ）によつて明であつて、同書には、說

文解字、玉篇以上第一種、爾雅、釋名、小爾雅、廣雅、藝文類聚、初學記以上第二種、陸法言の切韻、王仁煦、弘演麻果、麻果とある本もある、孫愐、孫伸、長孫訥言、祝尙丘、王在執、裴務齊、陳道固、清澈、盧自始、蔣魴、郭如玄、韓知十等の諸家の切韻、及び千祿字書以上第三種など見えて、當時までに出來た辭書類は、各類に亙つて、大抵皆渡來して居たのである。此等の辭書は、それ／＼我が國人の、書を讀み、文を綴るに便益を與へたであらうが、平安朝になつては、我が國に於ても、辭書が作られるやうになつた。其の最古いのは昌泰（一五五八—六一年）の頃に僧昌住の編した新撰字鏡である。此は、偏傍に依つて類別したもので、大體は玉篇に似て居るが、其の序文によれば、玉篇は初からは参考せず、寛平四年に一旦稿成つて後、始て之を得て、増補の資料としたのであるから、其の體裁は、直に玉篇に倣つたものでないかも知れないけれども、數種の辭書を參考した事が、其の序に見えるから、多分、玉篇と同系の辭書に基づいたものであらう。此の書は、偏傍によつて次第した外、親族部や草木異名などの部を立て、又、最後の臨時

雜要字を、舍宅章、農業調度字以下に分つたなど、分類體を混へた所もあり、又、同偏傍の字を四聲によつて分つて、音引きの體を採つた所もあるが、(四聲に分つたのは、切韻から引用したものである)、大體に於ては、偏傍、即、字形によつて類別したもので、第一種に屬する。平安朝の末に出來た類聚名義抄も亦これと同種のものである。

新撰字鏡に次いで古いのは、和名類聚抄であつて、朱雀天皇の承平年中(一五九一—一八八)源順の著である。此の書は天地部、人倫部以下廿四部を立て、更に之を百廿八門に分ち、事物の漢名を各門の下に出し、之に註と和訓とを加へたものであつて、第二種分類體辭書に屬すべきものである。かやうな體裁の辭書は、果して、此の書を以て嚆矢とするか、將、此の書の序文の中に名が見えて居る楊氏漢語抄其の他の漢語抄に於て、既にあつたのであるか、今明でない。殊に、楊氏漢語抄は十八章に分れて居るといふから、多分、分類體のものであらうと思はれるけれども、今は失はれて、確める事が出來ない。次に第三種の音によつて類別したものは、菅原是善(弘仁三年—紀元一四

東宮切韻

季綱切韻

國語の語彙

綺語抄
和歌童蒙抄

伊呂波字類抄

七二 生、元慶四年紀元一五四〇年薨が十三家の切韻を集めて作つたと傳へられて居る東宮切韻江談抄卷五、詩事、本朝麗藻文選少帖東宮切韻撰者事の條による、藤原季綱後冷泉天皇の頃、即、紀元千七百年代初期の人、續本朝文粹の編者の著と推測せられる季綱切韻本朝書籍目録に名が見えて居るなどであらうと思はれるけれども、何れも散逸して、今は見ることが出来ない。其の他韻引辭書で平安朝の作と思はれるものは、まだ見當らない。

以上は、漢字の辭書であるが、平安朝の半以後、歌學が盛になるに至つて、國語の語彙もあらはれた。即、藤原仲實元永元年紀元一七七八年歿の著なる綺語抄、及び藤原範兼永萬元年紀元一八二五年薨の作なる和歌童蒙抄であつて、何れも和歌の難語を集めて、類に依つて分ち、解釋を下したもので、分類體辭書の體をなしてゐる。然るに、平安朝の末に至つて、始めて伊呂波引の辭書が出来たのである。これ即、伊呂波字類抄橘忠兼撰であつて、天養一八〇四—五年から治承一八三七—四一年に至る三十餘年間に成つたものである。此の書は漢字を本文と

し、其の下に訓又は音を片假名で記し、その最初の假名によつて、伊呂波等の四十七部に分ち、部の内には、更に天象地儀以下二十一個の門を立て、語を其の意義に従つて、それ／＼の門に分ち收めたもので、其の體裁は、極めて節用集に類して居る。此の書が伊呂波別であるのは、即、音によつて次第したものであつて、此の點に於ては、韻によつて分つた漢字辭書(即、第三種のもの)と趣を同じうするが、門を立てたのは、分類體辭書の體を具へたものであつて、此の書の體裁は、音引と分類體との二つを併せたものといふことが出来る。かやうな體裁は如何にして出來たものであらうか。此の問題を解決するには、先、此の辭書が何の爲に作られたものであるかを考察しなければならぬ。

伊呂波字類抄は、普通に國語辭書と考へられて居る。此の書は、純粋な國語と、その編述當時普通に行はれた漢語とを集めて伊呂波順に列ねたものであるから、之を國語の辭書といふのも必しも無理ではない。併しながら、之を綺語抄や和歌童蒙抄に比すれば、一は分

類體一は伊呂波引、一は古歌に見える難解の語を集めたもの一は一般に用ゐる普通の語を収めたものといふ差異を別にして、猶著しい差異がある。綺語抄や和歌童蒙抄は古代の國語の意義を解釋したものであつて、必しも漢字を要せぬのであるが、伊呂波字類抄は漢字が本文となり、訓又は音は、その下に附せられて附屬物のやうになつて居る。併し、その音又は訓は、實際、語を檢索する時の目標であるから、勿論、缺くべからざるものであるが、若し此だけを存して、上の漢字を除き去つたならば、此の書は全然體裁を成さなくなるのである。此に由つて觀れば、漢字が此の書に缺くべからざる要素である事明である。實に、此の書は、綺語抄、和歌童蒙抄の如く、國語の意義を知る爲のものではなく、訓又は音から、之に當る漢字を索める爲のものであつて、漢字の下に意義を註したのは、主として同訓異字を分つ爲、之に音を註したのは、索め出した字を用ゐる時の便宜の爲である。故に、伊呂波字類抄は、純粹な國語辭書ではなく、よみから漢字を索める辭書であつて、其の主眼とする所は、漢字に在

るのであるから、國語辭書といふよりも、寧假名引漢字辭書といふべきである。

抑、我々が辭書を用ゐる目的は、通常、(一)讀む爲、即、文字に當つて其の正しい讀方を知り、其の意義を理解する爲と、(二)書く爲、即、文を綴るに當つて適當な語を見出し、正しい文字を用ゐる爲との二つに大別する事が出来るが、(一)には

(甲)文字のよみ。(漢字では音訓、又は、よみと意義とを知る爲

(乙)文字のよみは既に明であつて、唯其の意義のみを知る爲

この二つの場合があり、(二)にも

(丙)或思想を表はすべき適當な語又は文字を見出す爲

(丁)或語に宛つべき文字を知る爲

この二つの場合がある。

以上の四つは、通常我々が辭書を用ゐる目的であつて、辭書は此の目的を達せんが爲に作られ、辭書の體裁組織は之に應じて定まるものであるから、之を度外に置いては、辭書の發達變遷の真相を明

にする事は出来ないのである。かやうな見地からして、辭書を分類すれば、前掲(甲)(乙)(丙)(丁)の一つ一つに適應する四種類の辭書が出来る譯である。即、

(一) 讀む爲の辭書としては

甲類 文字から其のよみと意義とを索めるもの

乙類 文字のよみ(即、語)から、其の意義を索めるもの

(二) 書く爲の辭書としては

丙類 意義から語及び文字を索めるもの

丁類 語(文字)から云へばよみから之に宛つべき文字を索めるもの

かくの如き四類の別は、漢字の如き意字を用ゐる國語に於ては必要であるが、音字を用ゐ、殊に文字と發音との間に甚しい差異のない國語に於ては、文字と語(よみ)とは、實用上同一と見做す事が出来るから、甲類と乙類とは特に分つ必要なく、丁類も亦存在の必要なく、(一)の目的の爲には甲類又は乙類、(二)の目的の爲には丙類だけで、

略、用を達する事が出来るのである。

今、以上の四類と、體裁から分類した漢字辭書の三種との關係を考へて見るに、甲類のものには字形によつて引くもの(第一種)を適當とし、乙類のものには音引のもの(第三種)を便とする。丙類には分類體のもの(第二種)が適し、丁類には音引のもの(第三種)が便利である。かやうに、辭書の體裁は、之を用ゐる目的の異なるに従ひ、其の適否を異にするのであるが、實際に於て、古來の辭書は、悉く、其の目的に適當な形をとつて居るのではなく、又、之を用ゐる人も、必しも、其の書本來の用所にのみ用ゐるものではない。故に、かやうな點に注意して、上述の如き見地から前に舉げた各種の辭書を考へて見よう。

第一種の、字形によつて排列した辭書の中、説文解字は、文字の構成を説いたもので、特殊な目的の爲に作つたものであるが、玉篇に至つては、文字から其の音義を索めるもので、明に甲類に屬する。玉篇と同じ形をとつた、我が國の新撰字鏡も、主として、之と同じ目的の爲に作られたものである。但、其の序文に

如今愚僧、生蓬艾門、難遇明師、長荆棘廬、弗識教誨、於是書䟽閉於胸臆、文字閣諸心神也、况取筆思字、蒙然如居雲霧中、向帀認文、茫然如日月益窺天、搔首之間、歎懣之頃、僅求獲也

とあり、又、時に分類體をも混へたなど、(二)の目的、即、書き綴る爲にも作つたやうに見えるが、

一切經音義一帙廿五卷 雖每論字音訓、頗覺得、而於他文書、搜覓音訓、勿々易迷、茫々叵悟也、所以然者、多卷之上、不錄顯篇部、披閱之中、徒然

晚日(同書、序)

とあるのを見れば、猶主として、讀み、解釋する爲(即、(一)の目的)のものと
思はれる。さうして、此の書は、音も義も漢文で註してあるが、處々國語を混へ、萬葉假名で訓を附した所がある。然るに、平安朝の末に出來た類聚名義抄に至つては、音は漢字で註した所が多いが、訓は大抵片假名であつて、一層、日本化したものである。

第二種の分類體辭書の内、爾雅、釋名の類は、古來訓詁の書と稱せられて居るが、果して然らば、文を解する爲のものである。藝文類聚、初

學記の如きは、詩文を作る資料たらしめん爲で、普通辭書の範圍を超えて百科辭書の域にまで入つて居る。我が和名類聚抄は、其の序によれば、字を書き文を綴る場合に、文字を誤らざらん爲に作つたもので、卽、丙類に屬するものである。併しながら、其の註の委しい事などから見ても、又、後代の學者が（平安朝の頃から既に）之を註釋に引用したのを見て、又、文字から音義を知る爲のもの、卽、甲類としても用ゐたものであらう。想ふに、讀む爲と書く爲と兩方の目的に用ゐる事が出来るのが、分類體辭書の長所であらう。

第三種の音引のものは、切韻は、陸法言の序によるに、天下の音を統一して、其の歸すべき所を示さん爲に作つたもので、正音辭書とも名づくべきものであるが、唐韻も廣韻も、共に、音のみならず意義をも註してある。想ふに、此等は、其の本來の目的以外に、音から意義を索める爲（卽、乙類として）、及び、音から文字を索める爲（卽、丁類として）にも用ゐられたのであらう。干祿字書は音から字形を引くもので、純然たる丁類の辭書である。韻府群玉、佩文韻府などは、熟語辭書で

綺語抄
和歌童蒙抄

あつて、解釋の爲にも用ゐられたであらうが、主として、出典を探り、用例を求めて、詩文の用に供する爲のものであらう。かやうにして、大體から見ても、字形引のものは讀む爲のもの、分類體のものは書く爲のものであつて又讀む爲にも用ゐ得るもの、音引のものは書き竝に讀む爲のものである。

綺語抄と和歌童蒙抄は、古歌中の難語を集めて釋した純粹の國語辭書であるが、分類體となつて居る。此の體裁は、讀む爲、即、(一)の目的には不適當であるが、當時、此の種の書としては、字形引のものと音引のものとがあるばかりで、字形引のは、我が假名文字には應用しがたく、音引のは、假名引と同趣であるけれども、語を假名の字母順に列ねる事は、當時まだ無かつたか、又は極めて稀であつた爲、此等の書の編者は此の事に想ひ到らずして、當時存する辭書、類書、詩集などの體に倣つて、分類體としたのであらう。

伊呂波字類抄は、前述の如く、よみから漢字を索めるものであるから、書く爲、即、(二)の目的の爲のものであつて、前掲の分類に従へば丁

伊呂波字類抄

類に屬する。此の類の辭書としては、我が國に既に韻書の類があつたのであるが、此の書は、國語を標準として、伊呂波引としたもので、此の點に於て、我が國最初のものである。しかしながら、伊呂波を以て語を次第するのは、必しも、此の書を以て嚆矢となし難く、二中歴に引いた掌中歴が、果して三善爲康（永承四年紀元一七〇九年）生、保延五年紀元一七九年卒の著であるならば、其の中にある名字集を始とし、常喜院心覺（養和二年紀元一八四二年）寂の編した梵語辭書なる多羅葉記も亦伊呂波順に従つて居る。しかしながら、これは、平安朝の末期に伊呂波歌が一般に行はれた結果であつて、伊呂波字類抄が伊呂波順をとつたのも、亦其の影響を受けたもので、必しも、此等の書に倣つたのではあるまい。併しながら、伊呂波字類抄が、語を伊呂波順に排列したに就いては、又一方に於て、韻書類の影響が無かつたとも斷定し難いのであつて、韻書は音から文字を索めるもの、此の書はよみから漢字を索めるもので、何れも丁類に屬するものである。さうして、韻引も伊呂波引も、音によつて次第したものである事同様であるか

ら、伊呂波字類抄の著者は、或は韻書の組織から想ひ着いて、伊呂波引としたのかもしれない。

次に伊呂波字類抄に於て、伊呂波等の各部の中に更に門を立てたのは、語を其の最初の假名に依つて分つただけでは、同部に屬する語が甚多くなつて檢索に不便であるから、當時多くあつた分類辭書の體に倣つて分類したものと解すれば、それまであるけれども、我々は、猶少し意味の有ることではあるまいかと考へるのである。伊呂波字類抄は、前に述べた如く、よ。み。から漢字を索めるもの（丁類）であつて、つまり、字を書き文を綴る爲（即二）の目的のものである。此の書は、かやうな目的の爲に作られた最初の假名引辭書であるが、此の書以前に於ては、之と同類のものとしては韻書があるけれども、これは、唯漢字の音によつて引くもので、其の訓、即、國語から字を索めるには極めて不適當である。故に、此の目的の爲には、和名類聚抄の如き分類辭書が用ゐられたのである。されば、伊呂波字類抄は、和名類聚抄の如き分類辭書と其の目的を同じうするのであつ

て、伊呂波字類抄は、從來あつた分類體の上に、更に伊呂波等の部を立て、一層實用に便にしたものと見る事が出来る。果してさうであるならば、伊呂波字類抄に分類體を併用したのは、其の書本來の性質に由來するものであつて、決して偶然でないと云ふべきである。

伊呂波字類抄の門は

天象	付歲時	地儀	付居所并居室具	植物	付殖物具	動物	付動物體
人倫	付鬼神類	人體	付病瘡類	人事	付術藝并產業	飲食	雜物
光彩	付繪丹并染色等	方角	員數	辭字	重點	疊字	
諸社	付靈所	諸寺	付靈驗所	國郡	付名所小路名	官職	姓氏
名字							

の二十一に分れて居るが、當時までに出來た我が國の分類辭書の門別を見るに、和名類聚抄は

天地	人倫	形體	疾病	術藝	居處	舟車	珍寶	布帛
裝束	飲食	器皿	燈火	調度	羽族	毛群	牛馬	龍魚

龜貝 蟲豸 稻穀 菜蔬 果瓜 草木

の二十四部とし、綺語抄は

天象 時節 坤儀 水 海 神仙 人倫 官位 人行 言詞

居所 舟車 珍寶 布帛 動物 植物

の十六門とし、和歌童蒙抄は

天 時節 地 人 人體 居處 寶貨 文 武 伎藝 飲食

音樂 漁獵 服飭 資用 佛神 草 木 鳥 獸 魚貝 虫

の廿二部としてあつて、分類は、伊呂波字類抄の方が粗であるが、大體、綺語抄と童蒙抄とに近い。しかしながら、綺語抄、童蒙抄の門目は、又、藝文類聚や初學記の如き支那撰述の類書に近く、數は、それよりも甚しいが、又、本朝無題詩の如き我が國の詩集の部門に類した所がある。殊に、天象、時節、地儀と次第するのは、此等の何れにも通ずる特徴であつて、伊呂波字類抄に於て、歲時を天象に附載し、之を地儀の前に置いたのも、やはり之と趣を同じうする。伊呂波字類抄に、地儀の次に、植物、動物、人倫と序でたのも、本朝無題詩卷二と全然同一

である(稍後のものながら、八雲御抄第三、枝葉部も亦此の順序である)かやうに、伊呂波字類抄の分類は、大體當時の辭書や詩文集に用ゐられて居たものに從ひ、之に取捨を加へたものであつて、歳時を天象に附け、居所并居宅具を地儀に附け、病瘡を人體に併せなどして門數を少くしたのは、伊呂波別にした一々の部中での分類であるから、其の所收の語が少いからであらう。

要するに、伊呂波字類抄は、よみに依つて漢字を索め出す爲の辭書であつて、此の種の假名引辭書としては我が國最初のものであるのみならず、又、甚勝れた體裁を具へたものである。

第二節 鎌倉室町時代の辭書

前節に述べた如く、平安朝に於ては、漢字の辭書としては、字形引、分類體及び音引の各種のものが、支那から傳はり、又我が國でも作られた外、伊呂波字類抄の如き假名引漢字辭書も出來たのであるが、純粹の國語辭書としては、解釋を主とした分類體のものが有るば

國語の語彙

和歌色葉集

八雲御抄

和訓精要抄

伊呂波引國

語辭書

色葉和難集

仙源抄

かりであつた。鎌倉時代になつても、國語の語彙は、和歌色葉集僧上覺著、建久年中成上、通用名言の條、八雲御抄順德院御作第三枝葉部、和訓精要抄資宗王著か。寛元元年以前の作の如く、大概分類體のもので、其の中、色葉集及び八雲御抄のは、解釋の爲よりも、寧歌を作る爲のもの、和訓精要抄は、神代紀に見えた古語を釋し、且語源を説いたものである但、和訓精要抄は偽書かとの疑も無いではない。

伊呂波引の國語辭書としては、和歌の難語を伊呂波順に集めて其の意義を説いた色葉和難集色葉和難抄ともいふがあるが、此の書は慈鎮の著といふ傳があり、又祐盛の作といふ説況齋雜記もあるけれども、契沖は、尊氏將軍以來天台宗僧撰と存候年山紀聞、卷三と云つて居り、書中の記事から見ても、貞應二年以後のものである事が明なのみで、慥に年代を定め難い。年代の確なものでは仙源抄を最初とする。これは、源氏物語中の語を集めて伊呂波順に排列し、註解を加へたもので、弘和元年二〇四一年長慶院の御撰である。併しながら、此の書以前にも伊呂波順のものは全く見えないのではな

く、原中最秘抄、下、御幸、かたきいはほもあは雪になし給べきの條に「源氏秘抄いろはのか文字部に見ゆ」と見える源氏秘抄は、確に伊呂波順に列したもので、仙源抄よりも古いものと思はれるが、現に存する原中最秘抄は、書中に河海抄を引いた所などあつて、明に後世の竄入ある本であるから、此の條も、其の註が仙源抄と略同一であるから想へば、「源氏秘抄」云々の一句は、或は後世の添加であつて、源氏秘抄は、即仙源抄であるまいかと考へられるから、姑く疑問として置く。仙源抄に於て特に注意すべきは、「ゐ」「お」「る」を、之と同音なる「い」「え」に併せた事であつて、此は、檢索の便を計つたものである。此の事は、長慶院が、定家假名遣の根據なきを認めて、斷行せられたのであつて、彼の假名遣の歴史を説くものに必引用せられる仙源抄の假名遣論は、實に、此の事を斷行する理由として説かれたものである。色葉和難集や仙源抄は、假名引である事は伊呂波字類抄と同様であるが、此は語の意義を解する爲のもの（乙類）、彼は漢字を知る爲のもの（丁類）

であつて、兩者の間には、其の目的に大なる差異があり、従つて、所收の語も種類を異にするのである。

類字源語抄

藻鹽草

足利時代に出來た伊呂波引の國語辭書としては、惠梵の類字源語抄（永享三年紀元二〇九一年）成、月村齋宗碩（宗祇の弟子）の藻鹽草第二十卷詞

匠材集

部及び匠材集などあるが、此等も、殆皆、語義を解釋する爲のものである。唯、匠材集は、語釋も多少はあるけれども、主として連歌の附合に關する事項を舉げたもので、特殊な目的の爲に作られたものである。後の無言抄（應其著、慶長二年成）以下、伊呂波別の連歌詞の辭書類は皆さうである。

無言抄

字形引の漢

字辭書

字鏡集

次に鎌倉時代以後の漢字辭書について見るに、字形引のものには、菅原爲長（寛元四年紀元一九〇六年）薨の作と云はれて居る字鏡集がある。此は、漢字の傍に音を、下に訓を、何れも假名で註したもので、漢文の註は殆無く、類聚名義抄に比して一層日本化したものである。此の書に於て注意すべきは、檢索の標準たるべき偏傍を、其の意義によつて分類した事であつて、これに依つて、其の偏傍の所在を、稍容易に

字鏡集と伊
呂波字類抄
との關係

和玉篇

假名玉篇

分類體の漢
字辭書

知り得るに至つたのである。其の門目は、七卷本寛元本は、天象より辭字に至る十二であつて、其の名目順序とも、伊呂波字類抄の天象から辭字に至る迄に等しく、唯、彼には雜物を一門としたのを、此には飲食に併せただけの相違である。多分、字鏡集は、伊呂波字類抄に據つて門を立てたのであらう。廿卷本の門數は九門であつて、七卷本よりも少いが、七卷本のを略したのであらう。

足利時代に於ては、此の種の辭書としては和玉篇が行はれた。此は、玉篇の如く偏傍によつて文字を列ね、字の傍及び下に假名で音訓を註したもので、其の體裁は字鏡集に類して居るが、各偏傍は、字鏡集の如く分類せずして、玉篇の體裁を存して居る。現今では、長享三年(即、延徳元年、二一四九年)の奥書ある寫本を最古とするが、本朝書籍目録に見える假名玉篇三卷も、亦恐らく、和玉篇の一種であらう。此の和玉篇は、徳川時代に入つても、漢字の音訓を知る爲の通俗辭書として盛に行はれ、慶長年間を始として、屢刊行せられた。分類體の漢字辭書には、鎌倉時代の著と推定せられるものに、平他

平他字類抄

字類抄がある(嘉慶二年紀元二〇四八年から、翌康熙元年の奥書ある寫本が傳はつて居る)。漢字の平仄を知らしめる爲のものであるが、卷によつて稍體裁を異にし、上卷は天象、付歲時、地儀、人、人體、人事、動物、植物、雜物、飲食、方角、光彩、員數、國名の十三部に分れ、之を各平他に分つて、其の下に、漢字を其の訓の伊呂波順に排列し、中卷は辭字の部であつて、先、伊呂波等の諸部を立て、之を更に平他の二つに分つて字を收め、下卷は平他同訓字及兩音字の部であつて、これも亦門別になつてゐる。此に由つて觀れば、上中の二卷が本文で、下卷は別のものである。さうして、其の本文の部門の數は、上卷にある十三部に中卷の辭字の部を加へて、總て十四となるのである。今、此の書を伊呂波字類抄に比するに、此の書は分類體であつて、伊呂波字類抄の伊呂波別であるのと組織を異にするが、其の部門も、唯、數が少いだけで、名目は相同じく、語を訓の伊呂波順に列ねた事も、漢字の下に片假名で訓を加へた事も、これと趣を同じうする。下卷の門名も、亦伊呂波字類抄と同一である。想ふに、此の書は、伊呂波字類抄に基づき、其

の、先、伊呂波に分ち、次に門に分つたのを改めて、先、門に分ち、次に伊呂波又は平他に分つて、よく此の書の目的に適ふやうにしたものであらう。

平他字類抄の外、鎌倉時代の分類體漢字辭書に就いては聞く所が無いが、支那で出來た類書の類、即、太平御覽(治承三年、我が國に渡來した)、太平廣記などが、漸次我が國に渡來し、足利時代に入つては、我が國でも、下學集(文安元年紀元二二〇四年)成や撮壤集(飯尾永祥著、享德三年紀元二二一四年)成が出來た。又、文明十八歲八月日書畢の奥書ある類集文字抄もある。此の中、分類の最委しいのは類集文字抄であつて、現存せる下巻だけでも十六類に分れて居る。次は撮壤集で、天象風雨以下四十一部に分れ、最少いのが下學集で、天地時節以下十八門に分れて居る。此等の諸書の體裁は何れも相類似し、漢字の右に假名を附けて讀み方を示し、類集文字抄の外は、其の下に漢文で註を附けてある。此の中、下學集は足利時代から甚盛に行はれたものと見え、文明十六年に出來た溫故知新書や、天文十七年に成つた運歩色葉集、

音引の漢字
辭書
韻書

聚分韻略

印度本節用集などにも引用せられ、又、日詮(天正七年紀元二二三年)寂の講義を弟子日嚴が筆記した和漢朗詠集抄にも屢引かれて居る。徳川時代に入つても數版を重ね、増補を加へたものも出來たのである。次に、音引の漢字辭書の中、韻書の類は、唐韻について出來た宋の廣韻、禮部韻略、宋の黃公紹の古今韻會舉要、明の洪武正韻、元の陰時夫の韻府群玉などが漸次に傳はつて來て、禮部韻は通憲入道藏書目錄に見えてゐるが、足利時代に行はれたのは宋の毛晃の増註本である。洪武正韻は、二條良基嘉慶二年紀元二〇四八年薨の時に傳はつた事が、臥雲日件錄、文安五年五月五日の條に見えて居る。足利時代に盛に行はれたので、禮部韻略五卷、古今韻會舉要三十卷、韻府群玉二十卷の如き卷冊の浩漭なものまでも、當時既に翻刻されたのである。我が國で出來たものには、虎關禪師の聚分韻略と海藏略韻とがある。聚分韻略(嘉元四年、一九六六年成)は、先韻によつて分ち、同韻の字を、更に、乾坤、時候、氣形、支體、態藝、生植、食服、器財、光彩、數量、虛押、複用の十二門に分ち、各語の下に漢字で簡単な註を加へたものである。之を從來の

韻書に比するに、分類を施した點が此の書の特徴であつて、其が爲大に檢索の便を増したのである。想ふに、これは、分類辭書の體裁を韻書に應用したのであつて、恐らく虎關の獨創に出たものであらう。虎關は、新な工夫を凝すに巧であつたと見えて、其の著なる和漢編年千支合圖（正和四年成）に就いても、海藏和尚紀年錄には「自出新意。作和漢編年千支合圖」と傳へて居る。此の聚分韻略は、冊數も少く、且檢索に便である爲大に世に行はれ、著作の時を距る事遠からぬ時代に既に上木せられ（世に徳治版と稱するもの）、其の後、屢複刻せられて、應永十九年版、文明十八年版、明應二年版など世に傳はつて居るが、永正元年に、始めて、平上去の三韻を三段に重ねてから（これは朝鮮の韻畧と稱する書の體に倣つたものと云ふ）、所謂三重韻となり、益、便利を増して、世に行はれ、享祿三年版、天文八年の大内版、永祿十年の香積寺版など、續々出版せられた。かやうな古い時代に於て、同じ書が、かく屢出版せられたのは、佛書を除いては、他に類なく、これに據つても、其の如何に盛に行はれたかを知る事が出来る。海

藏略韻は聚分韻略と同じ體裁であるが、門數は之より「祖」「二」の二門だけ多く、且、各字の下に熟字を多く舉げたものである。

假名引漢字
辭書

世俗字類抄

溫故知新書

五十音順の
辭書

られて、もとの二卷が三卷となり十卷となつたのと、伊呂波字類抄の一異本なる世俗字類抄(二卷本と三卷本とあつて、三卷本には永正十二年の古寫本がある)がある事の外、鎌倉時代に於ては聞く所が無いが、足利時代に於ては種々のものが現はれた。其の著作時代のやゝ明なもので最古いのは節用集(文明六年以前に成る)であるが、之に次いでは文明十六年に成つた溫故知新書がある。此の書は、大伴廣公(此は、僧尊通の書いた序中に見える名であるが、多分「公」は尊稱で、實名は「廣」といふのであらう)の著であつて、語を五十音順に列し、更に其の各部を十二門に分つたもので、我が國の辭書中、五十音順をとつたものゝ最初である。其の分類は、序文に「專擬海藏略韻分二六之門」とある如く、海藏略韻によつたものであらうが、今日の海藏略韻は十四門であつて、之と合はず、却つて、聚分韻略の方が

之に一致する。今日の海藏略韻はもとの形でなく、二門だけ後に増補したもののか、又は、此の序に「海藏略韻」とあるのは（其のすぐ次に「源順古抄」とあるのが和名類聚抄の事であるのと同じく）海藏院虎關和尚の略韻といふ義で、即聚分韻略の事であるか、今明でない。此の書の如く、まづ假名によつて分ち、次に之を類によつて分つたのは、既に、伊呂波字類抄、節用集などに見る所であるが、此の書がかやうな體裁をとつたのは、此等の書から來たのではなく、多分、海藏略韻又は聚分韻略に倣つたものであらう。海藏略韻などは、まづ韻によつて分ち、次に之を分類したもので、其の體裁は溫故知新書に類似し、其の違ふ所は、一は韻字引であり、一は假名引である事だけであるが、韻字引も假名引も、共に文字の音又はよみから引くもので、其の精神を同じうするから、溫故知新書は、海藏略韻などの體に倣ひ、其の韻字引を日本化して假名引としたものであらう。即、此の書の海藏略韻に對する關係は、其の序文に云ふ如く、門の立てやうを之に倣つたのみに止まるまいと思ふのである。

運歩色葉集
いろは字

新韻集

色葉字類聚

落葉集

溫故知新書は五十音引であるが、其の後に出来たものは、天正十七年に成つた運歩色葉集、永祿二年に日我の編したいろは字など、皆伊呂波引である。萬里集九（正長元年紀元二〇八八年）生、寂年未詳、但、文龜二年紀元二一六二年七十五歳まで生存して居た事は明であるの著と傳へられて居る新韻集は、漢字の平仄を知らしめる爲の辭書であるが、此も訓の伊呂波順に従ひ、伊呂波等の各部を更に平他の二つに分つて字を列ねたもので、やはり、伊呂波引漢字辭書的一種であるし、新增色葉節用集の序に叡山から出たとある色葉字類聚も、亦、多分、此の類のものであらう。此等の辭書は、伊呂波字、伊呂波字盡、色葉集などと稱し、新韻集も、本文の始と終には色葉集と標してある。唯、伊呂波別としたのみで、門を立てず、漢字を本文として、其の右に片假名で讀方を記し、時々、下に漢字の註がある。此の種のもものは、足利時代の末までには、餘程多く出来たものと見えて、西暦一五九八年（慶長三年）版の落葉集（耶蘇會士の編した伊呂波引漢字辭書）の序にも「是つゝ（てい）歟」の字書世にふりておほしといへ」と記してある。以上

の諸書中、いろは字と新韻集とは、共に奥書又は序によつて、新に編輯したものである事明であるが、其の他のものも互に密接の關係なく、多くは別々に出來たものであらう。

色葉集の類と同じく伊呂波別であつて、其の各部を更に門別にしたのは塵芥(文明以後の著第二章附載二參照)である。此の書は、まづ假名別として、更に其の下に門を立てた事は、かの溫故知新書に等しく、たゞ、彼は五十音順であるのに、此は伊呂波順であるだけの相違である。門に於ても、彼は乾坤、時候、氣形、支體、態藝、生植、食服、器財、光彩、數量、虛押、複用の十二門、此は、天地、時節、人倫、氣形、支體、態藝、付虛押、草木、食服、器財、彩色、數量の十一門で、其の名は同じくないものもあるが、其の實は大抵相同じく、唯、塵芥に於て、虛押を態藝に併せ、複用の一門を除き、人倫の一門を加へただけの相違であつて、其の順序に至つては、兩者全然一致する。されば、此の二つは互に關係あるもので、多分、塵芥は、色葉集の如く伊呂波順に列ねながら、體裁を溫故知新書に倣つて、各部を更に門別としたものであらう。併しながら、

上述の如く、溫故知新書は聚分韻略又は海藏略韻の如きものの組織に倣つたものであつて、其の門目も、門の順序も全く之と同一であるから、塵芥も、溫故知新書に據らずとも、直接に、此等の書に擬して、かやうな體裁をとる事が出来るのであるけれども、語の註など、溫故知新書に一致する所が少くないから、やはり溫故知新書に基づいたものであらうと思はれる。

塵芥が溫故知新書に據つたとしても、其の門數及び門名に於て之と多少の相違ある事、上述の如くである。塵芥に於て、他の門に附けた虚押、及び全く除き去つた複用の二門は、溫故知新書に於て、聚分韻略等の體を襲つて門と立てたのであるが、此等の門を分つのは、漢字に於ては適當であるかも知れないが、我が國語には適切でなく、却つて混雜を來し易い事、溫故知新書を見ても明であるから、塵芥に於ては、之を全く除き去り、又は、他に併せたものであらう。此の書に於て新に加へた人倫門は、何に據つて加へたものか容易に定め難いけれども、此の書の門名の溫故知新書に一致しないもの、即

天地時節草木彩色の四つが、下學集の門名と全く同一であることを觀れば、此の書の人倫門も右の四門の名と同じく、多分、下學集に據つたものであらう。此の書の門の順序が天地時節人倫となつて居るのも、亦、下學集に天地時節神祇人倫とあるのと趣を同じうする。併しながら、以上の如き門名は、下學集ばかりでなく、節用集にもあり、天地時節人倫と次第するのも、亦節用集の増刊本、和漢通用集などにもあるから、下學集に據つたものとはばかり定める事は出来ないかも知れない。しかのみならず、伊呂波別を更に分類したのも、節用集と同じことであるから、此の書全體の組織も、亦、節用集に倣つたものと考へられないでもない。併しながら、門の數、門の名、竝に門の順序から見れば、塵芥は、節用集よりも、聚分韻略又は溫故知新書に近く、且、所收の語も、節用集とは異なる所が多いのであるから、假令、關係があつたとしても、唯、節用集から影響を受けたといふに過ぎないであらう。

要するに、塵芥は、伊呂波引の漢字辭書であつて、溫故知新書(若しく

は聚分韻略に倣つて、各部に門を立て、多分、傍、下學集若しくは節用集を参照して門目を定めて、新に編纂したものであらう。

第三節 辭書の歷史上から見た節用集

節用集と色葉集

節用集と塵芥

節用集は足利時代中葉の著であつて、其の伊呂波別であるのは此の時代に多く出來た色葉集の類に等しく、漢字を本文として傍に假名を附した事、竝に通俗の語を多く集めた事も、亦之と同様であつて、色葉集の一種と見做す事も出來るのであるが、假名別を更に門別とした事のみは之に一致せずして溫故知新書と趣を同じうする。此等の點に於て、節用集と全く同一なものとしては、塵芥があるけれども、これは節用集よりも後に出來たもので、節用集と關係があるとしても、其から影響を受けた方であらうから、姑く之を除けば、我が國最初の假名引漢字辭書なる伊呂波字類抄を挙げなければならぬ。

節用集と伊呂波字類抄

伊呂波字類抄は、伊呂波別を更に門別とした事、漢字を本文とした

事など、其の體裁、殆全く節用集に同じく、唯之と異なる所は、節用集には假名を漢字の傍に附けたのを、此には漢字の下に附けた事だけである。所收の語は、伊呂波字類抄の方が甚古風であるけれども、これは、著作年代の相違から來た自然の結果であつて、此の書も節用集と同じく、著作當時の普通の語を集めたものである。又、節用集は、假名別である爲、語の意義を解釋する爲の國語辭書（即、乙類）と同一視せられる懼があるが、實は純粹の國語辭書ではなく、よみから漢字を索めるもの（即、丁類）である。故に、よみ、即、語の意味は既に明であるから、伊呂波等各部の内で、其の意義に相當した門を探つて、其の語に宛つべき文字を見出す事が出来るのであつて、若し、語の意義が不明である時、之を明にする爲に用ゐるものであるならば、門を分つたのは、全く無意味になるのである。さうして、伊呂波字類抄も亦之と性質を同じうし、よみから漢字を索めるものである事、第一節に於て屢述べた如くである。

かくの如く、節用集は、其の性質に於ても、其の組織體裁に於ても、伊

節用集と伊
呂波字類抄
との相違

呂波字類抄と殆全く同一であつて、他に何等の特異な點も無いのである。かやうに兩書が一致するのは、節用集が伊呂波字類抄を擬した爲であらうか、或は偶然であつて、其の間に何等の關係も無いのであらうか。これ、攻究を要する問題である。

節用集と伊呂波字類抄との一致する點は、既に述べた如くであるが、今、其の相違の點について見るに、伊呂波字類抄に存する門は、天象、付歲時、地儀、付居所并居室具、植物、動物、人倫、人體、人事、飲食、雜物、光彩、方角、員數、辭字、重點、疊字、諸社、諸寺、國郡、官職、姓氏、名字の二十一門であるのに、節用集に於ては、現存の諸本中門數の最多いものでも十五門に過ぎず、其の原本に至つては、僅に、天地、時節、草木、人倫、支體、官名、畜類、財寶、衣服、食物、數量、言語の十二門、又は之に病名を加へた十三門であつて、伊呂波字類抄に存する姓氏名字の二門の如きは、全く無かつたと認められる。かやうな門數の差異の外、伊呂波字類抄に於て、天象と地儀とを別の門とし、歲時は天象に附したに對し、節用集は、天象と地儀とを併せて天地の一門とし、歲時は別に時節門と

して一門を立て、又、伊呂波字類抄に於て、雜物の一門に收めた衣服と器財とを、節用集には、別々に門と立てたなど、分類の方法に於ても差異がある。之を他の諸書に比するに、天象時節地儀とつゞくのは、綺語抄、和歌童蒙抄、更に溯つては、藝文類聚、初學記のやうな平安朝又は其以前のものから、和歌色葉集卷上、通用名言の中、別の詞づかひと題したものの、八雲御抄第三、枝葉の條、和訓精要抄など、鎌倉時代のものまでにも一般に現はれて來る分類法であつて、伊呂波字類抄に、天象、地儀と分ち、歲時を天象に附けて、地儀の前に置いたのも亦之と趣を同じうする。節用集の如く、天象と地儀とを併せ、時節を別にして、天地時節と序でたのは、玄玉和歌集、聚分韻略、下學集、塵芥などに見る所であつて、其の中、玄玉和歌集のみは鎌倉初期の著（建久初年と推定せられる）であるけれども、他は皆鎌倉末期以後のものである。又、伊呂波字類抄が、よみを漢字の下に附けたに對し、節用集が、之を右に附けたのは、前者は、支那から渡來した辭書が、各字の下に漢字で音義を註したのを、我が國に於て、漢字の註を假名に

かへた後も其の位置を改めなかつた餘風を存するので、後者は、字鏡集を始め和玉篇の多くや、足利時代の分類體及び假名引の漢字辭書一般に存する風に従つたのである。故に、此等の相違は、各、其の時代の特徴をあらはしたものであつて、節用集は、伊呂波字類抄のを改めて其の時代に適應するやうにしたものと解する事も出来るし、又、互に關係なく出來たのが、各當時の風を存するものと解する事も出来るのであつて、他に有力な資料を得ない限り何れとも斷定し難い。但、假に此の兩書の間に關係があつたとしても、其の關係は、あまり親密なものでなかつた事だけは確である。

上述の如く、伊呂波字類抄と節用集とは、其の大體の組織體裁、即、よみから漢字を引くやうにした事、伊呂波別の下に更に門を立てた事などに於ては互に一致するけれども、門の立て方、其の多少、所收の語の如き、稍詳細な點に至つては一致せぬ所が少くない。故に、若し、節用集が伊呂波字類抄に關係ありとすれば、唯、其の大體の組織體裁を之に學んだといふだけである。然るに、節用集の如き組織體

裁は、もとより伊呂波字類抄の創めたものであるけれども、節用集著作當時に於ても、亦、必これに據らなければ出来ないものであつたかと云ふに、必しもさうでない。彼の、節用集より稍後に出来た温故知新書の如きは、其の性質も組織も、共に、節用集并に伊呂波字類抄に等しく、唯、語排列の順序が五十音順であるだけの相違であるが、此の書は、聚分韻略又は海藏略韻に倣つて作つたものであるべき事、前節に述べた如くである。想ふに、聚分韻略などの、韻によつて字を引くのは、よみから漢字を引くのと其の趣を同じうし、先、韻字によつて分ち、更に之を門別としたのは、伊呂波別の下を更に分類したのと其の體裁を同じうする。さうして、語を伊呂波順に排列するのは、足利時代に於ては普通に行はれた事である。故に、節用集の如き組織體裁は、節用集著作の當時に於ては、聚分韻略の如きものに倣つて、其の韻字引であるのを伊呂波引に改めれば直に得られるのであつて、必しも、伊呂波字類抄によるを要せぬのである。さうして、伊呂波字類抄、及び其の異本なる世俗字類抄は、摺紳の家に秘

藏せられて、世に流布するものも甚少かつたらしく思はれるが、之に反して、聚分韻略は宏く世に行はれ、屢版を重ねた事、上述の如くである。殊に、節用集の作者が、前に推測した如く、建仁寺の僧であるとすれば、必詩文に携はつたであらうから、聚分韻略には習熟して居たであらう。かやうな事情からして考察すれば、節用集は、伊呂波字類抄の體裁を襲つたものとするよりは、聚分韻略などに摸して新に體裁を立てたものとする方が事實に近いやうに思はれる。

節用集と伊呂波字類抄との關係の有無は、之を明確に判斷すべき資料が無いのであるから、肯定するのも否定するのにも共に臆斷たるを免れないけれども、我々は、節用集著作當時の大勢から見て、節用集は、寧聚分韻略などを粉本としたもので、伊呂波字類抄とは關係が無かつたのではあるまいかと思ふのである。

節用集の門目を伊呂波字類抄に比すれば差異の多いことは上述の如くであつて、伊呂波字類抄の廿一門中、節用集に一致するものは、僅に八門(植物、動物、人倫、人體、飲食、員數、辭字、官職)で、總門數の三分

の一を超えるに過ぎないが、聚分韻略の門目の節用集に一致するものは、其の十二門中、七門（乾坤、時候、生植、氣形、支體、器財、數量）であつて、殆ど總門數の三分の二に及んで居る。かくの如く、節用集は、其の門目に於ても、伊呂波字類抄よりも聚分韻略に近いのである。併しなから、門目の點のみに於ては節用集に最近いのは下學集であつて、其の十八門中、節用集に一致するものは十二門（天地、時節、人倫、官位、氣形、支體、絹布、飲食、器財、草木、數量、言辭）に及び、節用集原本にあつたと認められる諸門は、總て此の中に含まれて居る（猶委しくは、第四章第二節參照）。想ふに、これは、節用集編著の際、下學集を參照した爲であつて、節用集の大體の組織は聚分韻略などに倣ひながら、其の門目は、主として、下學集に據つて定めたのであらう。

以上論じた所は、主として節用集の組織體裁の由來に關するものであるが、其の内容の由來する所、即ち語を集輯する資料となつたものに就いて見るに、先、其の著作當時から體裁上に影響を與へたと考へられる下學集から、多くの語を採つたであらうといふ事は、容

易に推測し得べき事であつて、下學集所收の語の、節用集原本に有つたと認められるものも少からず、節用集の註も、多くは此から出て居るのである。其の他、所收の語の節用集に類似した辭書の中、溫故知新書、運步色葉集、撮壤集などは、節用集より後に出來たものであるから、もとより、之に資料を與へた筈はなく、類集文字抄は節用集と孰れが早いかも不明であるが、假令、此の方が早くとも、節用集と如何程の關係があるか疑問である。又、伊呂波字類抄及び之と同一系統の辭書は、我々が前に推測した通りであるならば、節用集とは全く關係が無いのであり、玉篇、韻會、韻府など、當時盛に行はれた漢字辭書は、恐らく之と無關係ではあるまいが、餘り密接な關係があるとは思はれず、聚分韻略の如きも、體裁上には大なる影響があつたとしても、語については幾何の影響を與へたか不明である。我々は、節用集の編纂資料としては、此等の辭書類よりも、寧普通に行はれた書籍が多く用ゐられたのではあるまいかと思ふのである。

弘治二年本、永祿十一年本及び永祿二年本類の諸本等には、語の下

又は註の中に、種々引用書の名が舉げてある。中には、下學集にあるものを、其の儘採り來つたものもあるから、此等を除き去り、其の主なものゝを舉げれば

東坡石鼓歌 中州集 三體詩 白氏文集

百詠注 新注尙書 新校點禮記 遊仙窟

臣軌

西陽雜俎 海錄碎事 事林廣記 鶴林玉露

事文類聚 太平御覽

玉篇 集韻 韻會 韻府

釋氏要覽 大惠書 元菴錄 元亨釋書

宜竹和尚日涉記

萬葉集 伊勢物語(眞字本であらう) 枕草紙

拾遺集 源氏物語千鳥抄 河海抄

太平記 平家物語

放生記 鹿島緣起 天神緣起

古文眞寶抄 論語抄

頓醫抄

和名抄 難字記

定家假名遣

新猿樂記

明衡往來 庭訓往來 庭注(庭訓往來の註であらう)

尺素往來 富士野往來

其の他「壺」「福」及び「詞林」といふ語が屢見えて、或書の略名である事明であるが、未だ、何であるかわからない。又、永祿二年本類には、語の下に

朋友尸 孟酒尸 貧賤尸 朝廷尸 天子尸 政理尸

人倫尸 婚姻尸 帝王尸 人情尸 夫婦尸

など註したのがあつて、或類書から引いたものと思はれるが、未だ書名を審にしない。

此等の書名は、皆、其の語句又は註の出處であるが、此等の書名を註した語又は註は、節用集諸本の中、一二の本又は一二の類に屬する

諸本のみに存して、其の他の諸本には見えないから、此等の諸書は、節用集原本編輯の資料ではなく、諸本の増補をなした際の材料である。併しながら、定家假名遣、太平記、平家物語、河海抄、庭訓往來、富士野往來、詞林、福などは、天正十七年に成つた運歩色葉集にも屢引用せられ、其の編纂の材料となつたのであるから、節用集の原本に於ても亦此等のものから語を採つたであらう。中にも、庭訓往來、富士野往來などの如き往來の類は、古くからあつて、平安朝には、明衡往來、藤原明衡著、東山往來、清水寺僧定深著、季綱往來、多分、藤原季綱の著であらう、貴嶺問答、中山忠親建久六年一八五五年薨著、十二月往來があり、鎌倉時代に至つては、釋氏往來、守覺法親王建仁二年一八六二年寂著、新十二月往來、藤原良經建永元年一八六六年薨撰などあり、南北朝から室町時代に入つては、殊に其の作多く、庭訓往來、喫茶往來以上、何れも玄惠の作といふ、異制庭訓往來、虎關作といふ、遊學往來、玄惠撰といふのは誤で、其より稍後である、山密往來、應安六年、實嚴撰、新札往來、康暦二年、眼阿の著か、尺素往來、一條兼良著、雜筆往來、富士野往來、新撰類聚往來、丹峰和尚撰

など、續々あらはれた。此等は往復の書狀を連ねたもので、童蒙に文字や書札の體を教へる爲に作つたのであるが、庭訓往來以後のものは、種々の語や字を教へる必要上、文中に同類の語を多く列舉して、恰も、分類語彙の如き體をなすに至つたのであるから、通俗辭書の資料としては、極めて適當なものである。節用集も、多分、往來の類を採つて編輯の資料としたであらう。

節用集諸本の
訂補資料

節用集の原本成立後、之に訂正増補を加へて各種の諸本が出来るに當つても、亦種々の書によつて語を増し、又體裁までも更へたであらう。前章第二節に述べた如く、永祿二年本類が下學集によつて増補を加へたのは顯著な例であるが、易林本に於て、門名に乾坤時候などの名を用ゐ、又、食物衣服の二門を合して食服の一門としたのも聚分韻略に倣つたものかと思はれる。其の他、諸本に於て、二三の語を採つた書をも其の資料として列舉したならば、恐らく非常な數になるであらうが、今一々之を明にする事は出来ない。唯、前に舉げた永祿二年本類、弘治二年本等に見えるものに依つて其の一

斑を窺ふことが出来るのみである。

前述の如く、節用集は、多分、聚分韻略を模範として新に作り出したもので、伊呂波字類抄とは關係が無かつたものかと思はれるが、結果から見れば、組織體裁等、殆全く伊呂波字類抄と同じくして、其の獨特の長所として、辭書發達史上に特筆すべきものは一も無いのである。我々が我が國辭書の歴史上、節用集を重んずるのは、此の方面ではなくして、實際に於て大に世に行はれ、辭書界の一大勢力となつたからである。節用集が、かく勢力を得るに至つた所以は、其の通俗的である事と、檢索に便なる事との二つに在ると思はれる。足利時代に於ては、和名抄や伊呂波字類抄の如き古來の辭書もあり、又、古今韻會舉要、韻府群玉の如き支那撰述の辭書も傳はつて居たが、或は古風であつて現代に適せず、或は高尚に過ぎて世俗用には不便であつて、世間一般の用に供する辭書として適當なものが無かつたのである。節用集は、此の缺陷を充さんが爲にあらはれた通俗辭書の一であつて、語から之に宛つべき文字を探り出す組織を

とつたものである。これと同じ目的で作られ、これに似た體裁を有するものには色葉集があり、又、下學集もこれに近い性質のものであるが、色葉集が伊呂波によつてのみ分ち、下學集が類によつてのみ分つたに反し、節用集は、この兩者の長所を兼ね併せて、先、伊呂波別とし、更に之を門別としたから、此等に比して、大に捷覽の便を増したのである。さうして、節用集の目的とする所は、むつかしい詩文を作るに資する爲ではなくして、通俗の用を達するに在る。其の、假名遣に拘らずして、「あ」「お」「ゑ」を「い」「え」に併せたのも、又、門名に、天地、時節、官名、畜類、財寶、食物、言語の如き、俗耳に入り易い名目を用ゐて、聚分韻略や下學集に見る如き、乾坤、時候、官位、氣形、器財、飲食、言辭のやうな難解な正雅な名を用ゐなかつたのも、よく此の目的に適つたものである。されば、節用集は、當時の通俗辭書としては、最優れた最適當な體裁組織を具へたものである。さうして、其の原本に於ては所收の語も少かつたが、其の後、種々の人々によつて、屢、改訂増補せられて、語も増し、分類の簡明なものも出來、益便利になつたか

ら、愈盛に世に行はれるやうになつたのである。

想ふに、和玉篇と下學集と節用集とは、足利時代に廣く行はれた三種(字形引、分類體及び假名引)の通俗漢字辭書の代表者といふべきものである。其中、和玉篇は、漢字から音訓を索めるもの(甲類)であつて、節用集のよみから漢字を索めるものと正反對であるが、下學集は、意味から語并に文字を索めるもの(丙類)であつて、節用集と同じく、書く爲(即二)の目的のものである。節用集は、假名引である上、分類體を併用したから、甚檢索に便であつて、分類體なる下學集は到底之に敵し難いが、下學集は分類體である爲、異名とか類義語とか意義上聯關した語を同時に知る事を得る便がある。又、和玉篇は、唯一字の漢字のみを集め、二字以上の熟語に及ばないのに反し、下學集には日常用ゐる二字以上の熟語をも多く收めてあるから、之を漢語の音義を索める書(即、甲類)として用ゐても、よく和玉篇の缺を補ふものである。節用集も、本來は、よみから漢字を引き出すものであるが、假名引である爲、語から其の意義用法を索める辭書(即、乙類)と

しても用ゐる事が出来る。斯の如く、和玉篇と下學集と節用集の三書は、各獨特の長所を有し、互に他の缺を補ふものであるから、何れも棄て難く、相竝んで行はれたのである。

節用集の他
書に及ぼし
た影響

節用集の他書に及ぼした影響は、足利時代に於ては下學集ほど多くは認められない。唯、日我のいろは字(永祿二年成)の書入(やはり著者の成したもの)に節用集の名が見え(全書、テ部、叮嚀の條、慶長十二年書寫の運歩色葉集の一異本(天文十九年本)に附載した魚名(伊呂波順に列ねたもの)が、節用集からの拔萃らしく思はれるばかりである。併しながら、此の書が盛に行はれた事は、慶長以前の本の現存するもののみでも二十種に餘り、殊に、足利時代に於て、既に、之を開版し(天正十八年版、慶長年間に於て數版を重ねた事に據つても明である。さうして、明の嘉靖の末年日本永祿の末、皇紀二二五—三〇年頃に鄭舜功が著した日本一鑑に、節用集が下學集と共に屢引用せられて居るのを見れば、既に足利時代に於て支那までも傳はつて居たのである(藝文第五年第九號所載、富岡謙藏氏の日本一鑑解題による。鄭舜功は嘉

靖三十四年 我が弘治元年、皇紀二二一五年 我が國に來り、同三十六年まで在留して居た。

かやうに、節用集が世に流布する間に、幾度か轉寫を重ねた爲、誤字が極めて多くなり、天正十八年本、饅頭屋本の如き版本さへ、此の弊を免れる事が出来なかつた。かやうな事は、節用集本來の目的に背いた事であつて、之を訂正する必要が起り來つて居たのである。慶長二年の易林本は、此の自然の要求に應じたものであつて、其の跋によれば、韻會、禮部韻によつて字畫を訂し、且、定家假名遣によつて假名遣をも訂し、「ゐ」「お」「ゑ」と「い」「え」とを分ち立てたのである。次いで出た草書本に於て、全文を草書に改めたのは、當時普通の書札に多く行草體を用ゐたから、不審な字に遇へば、節用集を探つて、直に之を手本として書く事が出来るやうにしたもので、漢字を書く爲の辭書として一層世間の要求に適したものと成つたのである。然るに、草體のみでは正しい字形を知る事が出来ないから、慶長十六年本に至つて、始めて、易林本と草書本との長所を併せ、草書の傍

に楷書を加へて眞草二行となし、更に便利を増したから、其の後の節用集は、皆之を模範とするやうになつた。

易林本は、之を他の諸本に比するに、其の所收の語は、必しも少いのではないけれども、概して印度本よりも少く、殊に、詩文等に用ゐる語が比較的多くして通俗の語は割合に少い。門名も、乾坤、時候、氣形、官位、言辭、器財など、むつかしい名目を用ゐ、假名遣を訂したのも、正しきに過ぎて、一般世俗には却つて不便であつて、此の本は、通俗的辭書としては、必しも他の諸本に勝れて居るとは云はれない。唯、慶長の初文運復興の機運に乗じて、逸早く訂正して出版し、更に種々の方法によつて世俗の要求を充たすやうにした爲、大に世に行はれ、當時存在した他の異本は、殆全く顧られなくなつて、易林本以外に節用集は無いもののやうになつたのである。

以上述べ來つた所を要するに、節用集は、よみ語から漢字をひく辭書であつて、其の體裁は伊呂波字類抄に似て居るけれども、多分、此とは關係なく、聚分韻略などに倣つて作つたものらしく、其の原本

の出來たのは、恐らく足利時代の半頃であつて、當時の通俗辭書として甚勝れた體裁を具へて居た爲、次第に宏く行はれ、屢増訂を経て種々の異本もあらはれたが、慶長年間に至つて易林の改訂本が出來てから、引續いて屢改版せられ、益流布するに至つたのである。併しながら、節用集が、通俗辭書として、益發達し、檢索に便にする爲、種々の工夫を凝したのもあらはれ、他の同種の辭書を壓倒して、全盛の極に達したのは、徳川時代、殊に其の半以後である。此の時代の節用集は、本來、此の研究の範圍外に屬し、未だ委しい調査は出來て居ないけれども、餘論として、次章に、其の概略を述べることゝする。